

村上市監査委員公表第2号

平成30年度

村上市定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

平成31年2月7日

村上市監査委員

瀬 賀 良

小 杉 和 也

平成30年度 村上市定期監査結果報告書

1 監査の期間

自 平成30年12月14日

至 平成31年 2月 7日

2 監査の監査期日及び対象課局

1月 9日	<ul style="list-style-type: none">・総務課・荒川支所地域振興課・市民課・財政課・政策推進課
1月15日	<ul style="list-style-type: none">・介護高齢課・観光課・生涯学習課・自治振興課・保健医療課
1月21日	<ul style="list-style-type: none">・税務課・地域経済振興課・福祉課・農林水産課・建設課
1月24日	<ul style="list-style-type: none">・学校教育課・都市計画課・環境課・消防本部・議会事務局
1月28日	<ul style="list-style-type: none">・会計課・下水道課・水道局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局

- 3 監査の講評期日 平成31年2月7日
- 4 監査の実施場所 監査委員室及び第2委員会室・第4会議室
- 5 監査の対象とした業務期間
平成29年12月1日から平成30年11月30日までの業務を対象として、各課から監査資料の提出を求め、監査を実施した。
- 6 監査の方法
事前に求めた監査資料により、監査の対象とする業務について所管課に調査事項を通知し、関係書類、課長及び担当者から説明を受け、事務事業の執行状況や財務に関する事務等が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

主な各課共通事項及び着眼点は、次のとおりである。

調査事項	着眼点
①主要施策事業について	・事業の進捗状況等について
②収入事務について	・市税、負担金、使用料等の滞納繰越分の対応と関係する諸帳簿について
③支出事務について	・例月出納検査から抽出した事項に関して、その支払い内容などについて
④契約事務について	・契約の方法及び履行確認等について
⑤指定管理者制度について	・指定管理者協定書締結までの事務処理等について
⑥現金等の管理状況について	・各課で取り扱う現金、外郭団体通帳、郵便切手等の保管、管理状況について ・収納委託状況について

7 監査の結果

(1) 共通事項

① 主要施策事業の実施について

各課提出の主要な事業18件について監査した結果、適正に事務処理が行われていた。

福祉課では、「発達障がい者支援事業」の中で、「ぱすのーと」を作成することにより、生育歴や発達障がい等への支援の経過を1冊のファイルにまとめ、就学など次のライフステージへ移る際の情報をつなぐ橋渡し役として、情報共有がしやすくなると感じた。また、「ペアレントトレーニング」においても、子どもの行動の客観的な理解の仕方を学び、具体的にどのような対応ができるかを学習することで、子育てに自信を持ってもらうプログラムであったため、参加した保護者からも好評で、今後も拡充が期待される。

介護高齢課の「地域介護予防活動支援事業（地域づくり型介護予防高根モデル事業）」は、集落住民が主体となり、高齢者等の集いの場を運営し、介護予防・生きがいつくりの取り組みを実施していた。また、事業の効果や課題を把握しており、高齢化社会に向けた貴重な取組と言える。

地域経済振興課では、「村上市住宅リフォーム事業」において平成27年度から対象者に補助しているが、利用者からも交付決定の時期が早く早期に着工することができると好評で、総事業費も平成30年度は5億7千万円と経済効果も大きく、今後も期待される事業のひとつと言える。

② 収入事務（滞納整理）について

滞納繰越金の整理については、市税、市営住宅使用料、保育料入園者負担金、ごみ処理手数料、し尿処理手数料、下水道負担金、下水道使用料、水道料等の収入未済に対する各所管課の具体的な取組について監査した。

地域経済は、「緩やかに持ち直しているが、先行きは不透明感を拭えず」といった景気情勢ではあるが、各課においては状況に応じた細かな対応を行っていた。

各課の監査結果は個別事項として記載した。

③ 支出事務について

支出に関する事務については、例月出納（伝票）検査において、指摘・確認事項があれば、その都度関係する所管課に改善等を求めている。

全体の伝票数からすれば、少数ではあるが、支払の遅れ、請求書の受領の遅れなどがまだ見受けられるので、財務規則等に基づいた支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。

④ 契約事務について

契約事務については、工事関係、委託業務関係、長期継続及び物品購入関係 4 4 件について監査した。

事務処理では、入札及び契約時に業者から提出される関係書類や工事検査調書、委託業務完了検査調書など必要とする書類は、財務規則等の規定のとおり適正に処理されていた。

⑤ 指定管理者制度について

神林いこいの家（介護高齢課）、荒川地区体育施設 6 施設（生涯学習課）について監査対象とし、関係書類（指定申請書、協定書など）を監査した。

神林いこいの家は、村上市レクリエーション協会が、荒川地区体育施設 6 施設は、NPO 法人サンスマイルあらかわが指定管理者となっている。協定書締結等の事務処理は、適正に処理されていたが、神林いこいの家については、基本協定にある報告書の項目において、自主事業の実施実績がない事例が見受けられた。

⑥ 現金等の管理状況について

各課で取り扱う現金管理状況等について、提出された資料により確認を行った。施設の預り金が不適切に管理されているものが一部見受けられた。

(2) 個別事項

（収入未済等の状況については、1 1 月末現在の数字で記載）

【税務課】

○市税等徴収実績と収入未済に対する対応について

市税の現年度分収納率は、76.41%であり、新たな滞納者を出さない方針のもと、適切に未納者に対して文書催告と訪問を行っていた。

また、市税及び市税以外の滞納繰越分収納率についても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料でそれぞれ改善している。これは、未納者に対し早期に対応し、滞納額を増やさない目標をもって取組んだ成果と言える。

今後とも、新潟県地方税徴収機構と連携を密に、職員のスキルアップを図り、税の根本である公平公正に留意し、納税者との信頼関係を図りながら、市税等収納対策方針に基づいて滞納整理に努められたい。

【環境課】

○ごみ処理等手数料・し尿処理手数料の収入未済額と対応について

ごみ処理手数料収納率について、現年度分は 84.5%、滞納繰越分は破産した法人 1 件分であった。

し尿処理手数料収納率について、現年度分は 93.4%、滞納繰越分は 66.4%であった。相続放棄による未納も見受けられた。

いずれも未納額は少ないが、電話及び文書での催促のほか訪問徴収を適切に行っていた。

【福祉課】

○保育園入園者負担金及び学童保育利用料の収入未済額と対応について

現年度分収納率については、保育園入園者負担金は 99.29%、学童保育利用料も 98.86%と高水準であるが、滞納繰越分収納率はそれぞれ保育園負担金で 8.43%、学童使用料で 12.69%となっている。

滞納整理目標に基づいた取組みがされるよう課内で連携し、滞納処分も視野に置き、今後も引き続き滞納整理に努めていただきたい。

【農林水産課】

○畜産団地整備事業分担金の収入未済額と対応について

今後も未納者の状況を常に把握しながら、収納に取り組んでいただきたい。

【都市計画課】

○市営住宅使用料の収入未済額と対応について

収納率について、現年度分は 95.69%、滞納繰越分が 7.72%である。

新たな滞納を発生させないために、滞納整理事務処理要領に沿って、今後も早期の訪問等対応に努めるとともに、引き続き収納対策に努めていただきたい。

【下水道課】

○下水道負担金、集落排水事業分担金及び下水道使用料の収入未済額と対応について

負担金及び分担金については、現在、村上・荒川地区のみで、賦課は既に終了している。

下水道負担金収納率は、現年度分が 50.08%で、滞納繰越分は 10.78%となっている。

集落排水事業分担金収納率は、現年度分が 45.24%、滞納繰越分は 4.77%となっている。

現年度分の収納率が低いのは、納期が9月と3月で、5年間分割納付者が多数いるためである。

引き続き、滞納者個々の原因や理由を細かく分析するとともに、早期収納に努めていただきたい。

下水道使用料等については、水道使用料等と併せて徴収しているため、現年度分の下水道使用料・集落排水事業使用料の収納率は、各々98.09%、98.35%と高水準となっている。また、滞納繰越分収納率については、下水道使用料42.45%、集落排水事業使用料71.49%となっている。

【水道局】

○水道（上水）使用料・簡易水道（簡水）使用料の収入未済額と対応について

現年度分収納率は、上水97.64%、簡水98.35%であり、また、滞納繰越分収納率については、上水79.31%、簡水42.82%となっている。

今後も滞納繰越額の縮減に向け、引き続き収納計画に基づき取り組んでいただきたい。

【学校教育課】

○奨学金貸付金の収入未済額と対応について

経済的な理由により修学困難な学生等に対し、奨学金を貸付けする制度であり、償還人数が年々多くなってきている。そのような状況の中で、償還が遅れている者に対し文書での督促、保証人への働きかけも行っているが、適正に収納されるよう引き続き努めていただきたい。